

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度第1回所沢市上下水道事業運営審議会
開 催 日 時	令和3年8月2日（月） 午後2時00分から午後3時55分まで
開 催 場 所	上下水道局庁舎3階 大会議室
出 席 者 の 氏 名	越阪部 眞、小野寺 貴郎、柿木 薫、金子 修三、北野 大、 高橋 廣成、長谷川 麻衣、本田 静香、吉田 しずえ（50音順）
欠 席 者 の 氏 名	大島 良夫
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	
議 題	（1）北秋津・上安松及び若松町下水道整備事業（流域第9負担区） について （2）北秋津・上安松及び若松町地区の受益者負担金に係る単位負担 金額の設定について （3）その他
会 議 資 料	令和3年度 第1回所沢市上下水道事業運営審議会次第 令和3年度 所沢市上下水道事業運営審議会委員名簿 令和3年度 第1回所沢市上下水道事業運営審議会会場図 資料1-1 北秋津・上安松及び若松町下水道整備事業について 資料1-2 北秋津・上安松及び若松町地区の受益者負担金に係る単 位負担金額の設定について 所沢市上下水道事業運営審議会条例 所沢市情報公開条例（抄） 令和3年度 所沢市上下水道事業運営審議会 開催（案） 質問・意見書
担 当 部 課 名	上下水道局長 北田 裕司 上下水道局次長 磯 稔 上下水道局水道建設担当参事 松山 幹明 上下水道局下水道整備担当参事 根岸 清 上下水道局総務課長 山下 哲 上下水道局経営課長 田島 幸雄 上下水道局窓口サービス課長 細田 和彦 上下水道局給水管理課長 村田 孝之 上下水道局下水道維持課長 岩崎 幸司 上下水道局下水道整備課主査 井上 直樹 上下水道局下水道整備課主査 佐々木 勝 上下水道局下水道整備課主査 田村 真一 上下水道局下水道整備課技師 杉山 捷 上下水道局下水道維持課副主幹 粕谷 憲之

(事務局)

上下水道局経営課主幹

細淵 健

上下水道局経営課副主幹

東 和秀

上下水道局経営課主査

宮坂 利幸

上下水道局経営課主任

西久保 彩香

電話 04 (2921) 1087

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>会長</p> <p>経営課長</p> <p>各委員</p>	<p>1. 委嘱状交付（事務局により進行）</p> <p>2. 開会（事務局・上下水道局長により進行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開会挨拶（上下水道局長）</li> <li>・委員自己紹介</li> <li>・上下水道局職員自己紹介</li> <li>・会議資料の確認</li> <li>・出席状況の確認、会議の成立の報告</li> <li>・会長・副会長の選出 会長：北野大委員 副会長：金子修三委員</li> <li>・諮問、諮問書の受け渡し、諮問書の写し配布</li> </ul> <p>3. 議事の手続き（北野会長により進行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議の公開の確認</li> <li>・会議録作成方法等決定 発言者名を記載しない要約方式、会長の承認により確定</li> <li>・傍聴希望者の確認（希望者1名）、傍聴者入室、傍聴要領の説明</li> </ul> <p>4. 議事（北野会長により進行）</p> <p>議事に入る前に、事務局から補足説明はあるか。</p> <p>この度の諮問は、市街化区域に編入した北秋津・上安松及び若松町の一部区域を下水道整備計画の区域と定めるにあたり、委員の皆様のご意見をいただき、整備事業の実施についてご承認いただくものである。併せて、当該区域の土地所有者に受益者負担金を賦課するため、単位負担金額の設定についてご審議いただきたい。事業の詳細は各々の担当から説明させていただきます。</p> <p>（以上について、質疑なし）</p>

<p>会長</p>	<p>(1) 北秋津・上安松及び若松町下水道整備事業（流域第9負担区）について</p> <p>議事（1）について説明していただきたい。</p>
<p>下水道整備担当参事</p>	<p>※所沢市のこれまでの下水道事業の経緯と北秋津・上安松及び若松町下水道整備事業の概要について、資料1-1の1～2ページに基づき、スライドを交えて説明。</p> <p>(以下、質疑応答)</p>
<p>委員</p>	<p>資料1-1の2ページの図の見方を確認したい。</p>
<p>下水道整備担当参事</p>	<p>グレーで示した区域は、市街化区域と、市街化調整区域のうち下水道整備が完了している区域である。白で示した区域は、市街化調整区域のうち下水道整備が完了していない区域である。赤い区域は、今回の下水道整備対象区域である。</p>
<p>委員</p>	<p>北秋津・上安松地区と若松町地区は、これまでは受益者負担金が賦課されていなかったということか。</p>
<p>下水道整備担当参事</p>	<p>そのとおりである。既に下水道を使用している家屋についても同様である。</p> <p>(質疑応答はここまで)</p>
<p>会長</p>	<p>議事（1）について、続けて説明していただきたい。</p>
<p>下水道整備担当参事</p>	<p>※北秋津・上安松及び若松町の下水道整備計画区域図、下水道の整備状況、下水道整備事業のスケジュールについて、資料1-1の3～5ページに基づき、スライドを交えて説明。</p> <p>(以下、質疑応答)</p>
<p>委員</p>	<p>北秋津・上安松及び若松町の各区域は、下水道はある程度整備されているがさらなる整備を進める、市が布設した下水管と個人が布設した下水管が混在しており、個人が自己負担で布設した下水管が市に寄付された場合、今後は市が維持管理すると理解したが、それでよいか。</p>
<p>下水道整備担当参事</p>	<p>そのとおりである。若松町地区に関しては、ほとんどの家屋が既に下水</p>

	<p>道に接続済であり、市の規定に合わない下水管を先行して布設替えする予定である。</p>
委員	<p>今回の対象区域内で下水道に未接続の家屋については、市の方で接続してくれるということか。</p>
下水道整備担当参事	<p>取り出し口までは市で施工する。</p>
委員	<p>資料1ページ左下の「処理区域内人口」と「水洗化人口」の違いについて説明していただきたい。</p>
下水道整備担当参事	<p>「処理区域内人口」とは、下水道が整備され水洗への切り替えが可能となった区域の人口で、「水洗化人口」とは、整備された区域のうち実際に水洗への切替が済んだ世帯の人口である。</p>
上下水道局次長	<p>下水道が整備された場合は、基本的には速やかに水洗化しなければならないのだが、資金等の都合により下水道に接続していない方が約4千人いるということである。</p>
委員	<p>下水道整備区域に指定されるということは、個人ではなく市が下水道を整備するのだから、各地域にとってはありがたい話だということ。ただし、受益者負担金を負担せずに以前から下水道を使用している方がいるので、そこはしっかり費用負担を求めなければならない。</p>
委員	<p>市が整備・管理する以上、公平性の観点からも、相当の負担はお願いする必要がある。ところで、下水道使用料はどのように設定されるのか。</p>
経営課長	<p>下水道使用料は、水道使用量を基本としている。仕組みは、維持管理費である汚水管の清掃や修繕、職員給与等と、資本費である汚水管の布設に係る減価償却費等を合わせて総額経費とし、原則として使用料対象経費に対する下水道使用料収入の割合（経費回収率）を100%になるよう設定している。</p>
委員	<p>水道には水道メーターがあるが、下水道には下水道メーターはない。したがって水道使用量から下水道使用料が計算されると理解しているが、それで正しいか。</p>
経営課長	<p>そのとおりである。ただし、地下水を汲み上げている場合は、井戸に単独のメーターを設置して請求している。</p>

委員	北秋津・上安松の下水道未整備地区では、汚水をどのように処理しているのか。
上下水道局次長	未整備地区では、合併浄化槽か単独浄化槽のどちらかを使っている。
下水道整備担当参事	今後は新しい下水管を整備し、水洗に切り替えていただくことになる。
委員	合併浄化槽の割合はどの程度か。
上下水道局次長	今はその数値は持ち合わせていない。
委員	バキュームカーで汲み取るわけではないということか。
上下水道局次長	浄化槽処理で生じる汚泥については、バキュームカーで汲み取っている。  (質疑応答はここまで)
会長	それでは、資料１－１に示した北秋津・上安松及び若松町の一部区域を下水道整備計画の区域と定めてよろしいか。
各委員	(異議なし)
会長	議事(１)については承認された。  (２)北秋津・上安松及び若松町地区の受益者負担金に係る単位負担金額の設定について
会長	議事(２)について説明していただきたい。
下水道維持課長	※受益者負担金制度の概要及び法的根拠、受益者負担金の賦課対象区域、これまでの受益者負担金の状況、単位負担金額と都市計画税の関係、県内の受益者負担金の状況及び下水道普及状況について、資料１－２に基づき説明。  (以下、質疑応答)
委員	北秋津・上安松及び若松町において、区画整理事業区域は既に決まっているのか。

下水道維持課長	<p>決まっており、市の街づくり計画部が計画し、組合施行で着手している。</p>
委員	<p>区画整理や街づくりについてはわかりにくいので、理解度を深めるため、自分なりの解説を加えたい。</p> <p>昭和43年に新都市計画法が施行されたことを受け、埼玉県では昭和45年に初めて市街化区域と市街化調整区域を分ける「線引き」が行われた。北秋津・上安松及び若松町のいわゆる「暫定逆線引き地区」は、当初は市街化区域として編入されていたが、開発が進まなかったために昭和59年12月に市街化調整区域に戻す「逆線引き」が行われた。通常、住居専用地域・商業地域等の用途地域を指定するのは市街化区域のみであるが、このときは、用途地域の指定を残したまま市街化調整区域に編入するという全国的にも稀な「逆線引き」が行われた。</p> <p>市街化区域への編入と区画整理事業はセットで行われるが、今回の対象区域を見ると、時期は不明だが一定程度の住宅団地ができており、道路も整備されているため、わざわざ区画整理する意味がないという結論になり、区画整理の対象から外れることとなったのではないかと。農地が中心である区域は区画整理の対象となり、道路だけでなく同時に下水道も整備する。その際、地権者は農地から40%以上土地を提供することになるので、受益者負担金は発生しない。一方、以前からの住宅団地については、下水道整備のみの事業が起きるので、受益者負担金をどうするかという議論になっていると思われる。</p>
上下水道局次長	<p>区画整理事業は市の直営で行うというイメージをお持ちかもしれないが、今回の区画整理事業は民間施行であり、地権者と民間事業者が区画整理を行っている。その中で道路や下水道を整備することになるので、事業者の中で必要な費用を全て負担していただくことになる。区画整理事業の費用は、土地の提供（減歩）や売却、清算金の支払いにより賄われる。このため、区画整理地内における下水道整備に対しては、受益者負担金は徴収しない。</p>
委員	<p>補足説明する。土地区画整理法の中では、施行者が事業費を負担することになっている。市が事業を進めるケースと、地権者が土地区画整理組合を作って事業を進めるケースがあるが、今回は組合形式で事業を進めており、地権者は、道路整備のために土地を出し合ったり、出し合った土地の一部を「保留地」として売り払って事業資金を稼いだりという負担を負っているため、別途の受益者負担金を課すべきではないということ。</p>
委員	<p>今回の下水道整備事業の対象地域の住民は、区画整理の対象区域外であることに納得しているのか。受益者負担金を課せられるくらいなら土地区画整理の対象に含めてくれという要望はないのか。</p>

委員	<p>自分の行政経験から申し上げますと、既に住宅が建っている土地を区画整理しようとする、家屋の移転費が事業費として嵩んでしまい、組合の事業収支のバランスがとりにくくなるので、組合としては総事業費を圧縮するため、なるべく移転費は減らしたい。地域住民側からは、今住んでいるところでよい、むしろ土地区画整理に含めて欲しくないという意見をいただくことが多い。</p> <p>土地区画整理組合が成立するためには3分の2以上の同意が必要になるが、そのためには反対の方を減らす必要があるので、今回のような虫食いの土地区画整理が最近増えている。</p>
委員	<p>受益者負担金は、土地面積×単位負担金額となっているが、この理由は、下水道整備によって土地の資産価値が上がるから、面積に応じた金額になるということでしょうか。</p>
委員	<p>土地面積に応じた金額になることはわかったが、地目によって単位負担金額は変わるのか、一律か。</p>
下水道維持課副主幹	<p>それぞれの土地に対して、単位負担金額に土地面積を乗じて受益者負担金を算出するというをやっていく。現在は農地や駐車場である土地であっても、その土地は将来宅地になる可能性があるため、宅地の場合と同様に受益者負担金を収めていただき、いつでも下水道が使える状態の土地にする。</p>
委員	<p>下水管を個人で布設した場合と市が布設した場合とがあるが、それに関係なく負担していただくということか。</p>
下水道維持課副主幹	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>その場合、個人で布設したときのお金はその後どうしてくれるんだという意見が出た場合は、どうするのか。</p>
下水道維持課副主幹	<p>個人で布設した下水管については、来年の10月に住民説明会を行う際、できるだけ市に寄付するように働きかけていく。寄付された場合は、その下水管の資産価値を算定して、その資産価値相当分を受益者負担金額から引いて請求する。</p> <p>市の下水管は口径200mmを標準としているが、個人が布設した下水管は150mmや125mmと細く、市が維持管理する際に支障になるので、200mmの下水管に入れ替えることを考えている。</p> <p>個人の下水管には新しいものもあれば古いものもあるので、「建設単価」</p>



	<p>を調査して当時の工事費を算出し、さらに減価償却による価値の減少を考慮しながら、それぞれの下水管の現在の資産価値を算出して寄付額を決める。この寄付額を受益者負担金額から引くことになる。</p> <p>また、この区域のマンホールについては、コンクリート製の蓋がついているものが多いので、それらに対しては枠の修理と鉄蓋への交換を行い、がたつきを防止していく。</p>
委員	<p>先ほど都市計画税と受益者負担金の説明があったが、このことについて、もう少し詳しく説明していただきたい。</p>
下水道維持課副主幹	<p>下水道を整備する際は、設計費・調査費・工事費などの事業費を算出し、これを賄えるだけの財源が必要になる。財源については、国の補助金、企業債、都市計画税を財源とする市の一般会計からの繰入、受益者負担金等により構成される。受益者負担金には、都市計画税は含まれていない。</p> <p>市街化区域である流域第4負担区を例に挙げると、1平方メートルあたり700円である単位負担金額から算出される受益者負担金のほか、都市計画税を財源とする市の一般会計からの繰入、国の補助金、借入によって事業費を工面していた。</p> <p>今回の下水道整備事業の事業費は次回会議でお示しするが、これに対する財源として企業債、市からの繰入、受益者負担金がそれぞれどれくらいになるかを見極め、事業費との採算を見ていく。</p>
委員	<p>資料1-2の3ページに負担区ごとの金額が記載されているが、今回の下水道整備区域を「流域第9負担区」として、この単位負担金額を審議会で決定するということか。</p>
下水道維持課副主幹	<p>そのとおりで、区域区分は「市街化区域」、設定年度は「令和5年度」となる。</p>
委員	<p>資料1-1の2ページ「所沢市下水道計画図（汚水）」では下水道が整備された区域がグレーで示されているが、このグレーの区域においても浄化槽が残っているところはあるのか。</p>
下水道維持課副主幹	<p>グレーの区域は道路に下水道が整備され、各土地の敷地の境界まで「取付管」というものが設置されているが、宅地内の排水管は個人負担により設置するため、個人の事情によりまだ浄化槽を使用しているところもある。</p>
委員	<p>その場合、受益者負担金はどうなっているのか。</p>
下水道維持課副主幹	<p>グレーの区域であれば、下水道整備が完了しているため、受益者負担金</p>

<p>会長</p>	<p>は徴収済である。</p> <p>(質疑応答はここまで)</p> <p>単位負担金額の算出根拠、受益者負担金の支払いに支障がある生活困窮者に対する支援制度、この2点が次回の議論の中心になると思われる。ほかに事務局に用意してもらいたい資料はあるか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(特になし)</p> <p>(3) その他</p>
<p>会長</p>	<p>議事(3)について、事務局から何か説明はあるか。</p>
<p>経営課長</p>	<p>※資料1-1の5ページ「北秋津・上安松及び若松町下水道整備事業 スケジュール(案)」、「令和3年度 所沢市上下水道事業運営審議会 開催(案)」に基づき説明。併せて、今回の審議会について質問・意見が生じた場合は「質問・意見書」を8月30日までにご提出いただきたい旨を説明。</p> <p>(以上について、質疑なし)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、本日の議事は全て終了したので、進行を事務局にお返しする。</p>
<p>副会長</p>	<p>5. 閉会(事務局により進行)</p> <p>閉会挨拶</p>